

さいたま市告示第 1 2 0 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）第 7 条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和 8 年 7 月 2 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

財北納第 3 8 7 0 号

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 0 4 8 （ 6 4 6 ） 3 0 3 9

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]